破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３６号
三重県桑名市松ノ木４丁目７－３　大山田松ノ木団地第102号棟第304号室、住民票上の住所三重県桑名市大山田８丁目７番地131
債務者　古賀　美帆（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
京都市中京区壬生下溝町56番地
債務者　吉野　聰明
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目13番28号　塚口吉光ビル　205号
債務者　福嶋　久雄
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４６号
兵庫県西宮市大社町６番２―205号
債務者　堀内　智子
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４７号
兵庫県西宮市大社町６番２―205号
債務者　堀内　咲希
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９号
鳥取県東伯郡三朝町大字余戸326番地
債務者　岸田　陽子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１０号
鳥取県倉吉市宮川町２丁目133番地18（旧住所　鳥取県倉吉市上井町２丁目８－９　ジュネシオン203号室・鳥取県倉吉市生田720番地９）
債務者　小川　弥生
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第３５号
愛媛県松山市一番町１丁目６番地21
債務者　門田　直久
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
愛媛県松山市古川南１丁目10番22号
債務者　脇長しげみ
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
愛媛県松山市北梅本町甲636番地　田中ビル302号
債務者　石山　徳美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
愛媛県新居浜市松原町５番334号、前住所愛媛県新居浜市松原町５番121号
債務者　高畑　美鈴
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１８号
愛媛県西予市宇和町明間2887番地２
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２号
長崎県対馬市美津島町加志364番地、前住所長崎県対馬市美津島町加志371番地
債務者　野中　大志
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105番地５レジデンス・リ・ダーナ202、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦９番地１　オッコーコスタ高鍋702
債務者　壱岐　誠也（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７７号
宮崎市田野町あけぼの２丁目25番地　ラ・メゾン・ミニョンⅡ101号、前住所宮崎県串間市大字西方4163番地３　第１アイタウン　６
債務者　島田　亜弓（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２号
宮崎県小林市真方3654番地
債務者　永迫　俊雄
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで　宮崎地方裁判所都城支部